

「児童相談所業務におけるＡＩの技術開発の在り方に
関する検討事業業務一式」にかかる評価基準書
(総合評価落札方式)

令和７年５月７日

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

本書は、「児童相談所業務における A I の技術開発の在り方に関する検討事業業務一式」の調達に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

1. 落札者決定方法及び得点配分

(1) 落札者決定方法

次の要件をともに満たしている者のうち、「(2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い者が二者以上となった場合には、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。

ア 「入札説明書」に沿った提案書が提出されていること。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ウ 別添「評価基準票」に記載される評価のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 (200 点) + 価格点 (100 点)

技術点 = 基礎点 (50 点) + 加点 (150 点)

価格点 = 価格点の配分 (100 点) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

(3) 得点配分

技術点に関し、新規性、固有性、独創性等を評価する項目の配分を 100 点、価格と同等に評価できる項目の配分を 100 点とする。

2. 評価の手続き

(1) 評価

提出された提案書について、「3. 評価項目の加点方法」に記す評価基準に基づき採点を行う。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果 (点数) を合計し、それを平均して技術点を算出する。この際、別添「評価基準票」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、基礎点を 0 点とする評価者がおり、技術評価委員会においても 0 点とすることが妥当であると判断された場合は、その応札者を不合格とする。

(2) 総合評価点の算出

以下 (小数点以下第 2 位を四捨五入) を合計し、総合評価点を算出する。

ア 「入札説明書」に記載されたとおりの書類が提出されていること。

イ 上記「(1) 評価」により与えられた技術点

ウ 入札価格から、「1. (2) 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

3. 評価項目の加点方法

(1) 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目ごとの得点が決定される (評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分は「評価基準票」の「得

点配分」欄を参照)。

(2) 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されており、必須事項の内容を充足していると評価された場合には10点が与えられ、充足していない場合は0点となる。

(3) 加点評価

加点は、提案書が各評価項目の内容を充足しているほか、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられるか、実現が期待できるか等の観点に沿って、以下の基準により項目ごとに配分された加点の範囲内で評価を行う。

ただし、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」、「従業員への賃上げを表明した企業等」については、別添「評価基準票」の「評価基準」欄に基づき評価を行う。

[基準]

- A：非常に有効な提案がなされている
- B：有効な提案がなされている
- C：提案がなされている
(標準的と考えられる提案内容)
- D：劣る提案がなされている
- E：特に劣る提案がされている、提案がなされていない

(※) 配点については、別添の「評価基準票」に記載されているとおり。